

動するが6年度の輸入量は前年を20万5千t上回る162万6千tであった。

これを輸入国別に見ると、カナダが全輸入数量の64%にあたる110万9千t、オーストラリアが34%の59万8千t、アメリカが2%にあたる3万7千tとなっている。

(2) 麦類の国際需給と価格動向

ア 小麦

(ア) 国際需要

94/95年度(94年7月～95年6月)の世界の小麦生産量は、前年度より減産し、5億2,242万トンと見込まれている(USDA見込)。

主要生産国では、EUが増産したものの、旧ソ連、オーストラリア等で減産となった。国別では、オーストラリアは、10年来の大干ばつとなり、前年度比45.5%減となり、EUでは、作付面積の増加により、前年度比2.7%増加した。世界の小麦の消費量は、1970年代のような人口増加率の伸びはなくなったことと、消費の飽和状態で急激な増加はなくなってきており、中国等の需要が堅調であるものの、旧ソ連の消費の落ち込みが大きく、近年は横ばいないし微減傾向で推移している。

94/95年度の消費量は、EU等の増加が見込まれるものの、旧ソ連が減少するので、全体の消費量は減少し、前年度を6.3%下回る5億4,942万トンと見込まれている。

期末在庫は、消費量が生産量を上回ることにより、1億1,375万トン(在庫率20.7%)となっている。

(イ) 価格動向

小麦の国際価格の動向をシカゴ相場(SRW No.2期近もの)で見ると80年以降、世界の小麦生産が増加し、消費を上回る生産の増加傾向を反映して、高水準の在庫とともに、下落傾向をたどった。

小麦の価格をシカゴ相場(SRW No.2期近もの)の動きでみると、93年7月以降、アメリカの主要小麦生産地域の冷夏、多雨による良品小麦の品薄感から94年1月には143ドル/トンまで上昇したが、その後ロシア、中国向けの輸出要需の低迷から軟化した(94年7月115ドル/トン)。

94年8月に入るとオーストラリアを初めとする小麦の世界的減産予測により上昇し、10月には150ドル/トンとなった。しかし、その後市場を刺激するような輸出需要が無かったことから下落した(95年3月129ドル/トン)。

95年4月以降世界の小麦の期末在庫が少ないなか、天候不順により、95年産冬小麦及び春小麦の生産に対する不安、アメリカ農務省による需給予想の下方修正、

EUの補助金付輸出の停止等により上昇し、95年9月には、170ドル/トンとなっている。

イ 大麦

(ア) 国際需給

94/95年度の世界の大麦生産量は、オーストラリアをはじめとする主要生産国の生産量が減少、前年度比5.2%下回る1億6,101万トンと見込まれている(USDA見込)。世界の大麦の消費量は、旧ソ連の減少により、前年度比1.7%下回る1億6,701万トンとなっている。

(イ) 価格動向

大麦の価格については、主要輸出国であるカナダの日本向けFOB価格(No.1ウェスタン)の推移をみると、94年1月(143ドル/トン)以降、94年8月(103ドル/トン)まで米国産とうもろこしの作柄が良好と見込まれたことで弱含みで推移していたが、94年9月以降オーストラリアの干ばつによる大麦の不作により、ゆるやかに上昇し95年3月には118ドル/トンになった。更に95年4月に入り飼料穀物の生産不安が伝えられ上昇し、その後も期末在庫水準が低いこと、モルト用大麦の需要増加を反映して130～140ドル/トンの高値で推移している。

第6節 米価及び麦価

1 米価審議会

(1) 6年度に開催された米価審議会は、以下のとおりである。

第1回 6月3日 6年産麦の政府買入価格について

第2回 6月27日及び7月6日 6年産米の政府買入価格について

第3回 12月15日 米麦の政府売渡価格について

(2) 前委員の任期満了に伴い、6年3月10日、米価審議会委員として、次の23名が任命された(50音順敬称略)。

青山三千子(国民生活センター理事)、池田昭雄(全国農業会議所専務理事)、今村奈良臣(東京大学教授)、内田公三(社経団体連合会常務理事)、大橋松(栃木県地域婦人連絡協議会会長)、甲斐麗子(主婦連合会副会長)、加倉井弘(日本放送協会解説委員)、加藤隆司(山一証券経済研究所取締役理事)、栗原喜一(共同通信社編集委員兼論説委員)、小金芳弘(東洋学園大学教授)、澤邊守(日本穀物検定協会会長)、祖田修(京都大学教授)、鶴田忠彦(東京都立大学教授)、豊田計

(全国農業協同組合中央会会長), 成毛平昌 (全国町村会理事), 野村昭 (全国食糧事業共同組合連合会副会長), 平石信一郎 (新潟県指導農業者), 水野正一 (中京大学教授), 本橋元 (全国農業協同組合連合会代表理事会長), 森定進 (日本生活共同組合連合会副会長理事), 山極栄司 (全国農業改良普及協会会長), 山崎耕字 (東京農業大学教授), 渡邊五郎 (日本中央競馬会理事長)

なお, 5年7月16日に任命された栗田幸雄 (福井県知事), 米山繁男 (全日本農民組合連合会副会長) を含め, 3月10日現在で25名が任命されている。

2 米 価

(1) 生産者米価

ア 概要

平成6年産米の政府買入価格は, 7月7日の持回り閣議において以下のとおり決定され, 平成6年7月18日, 農林水産省告示1067号として告示した。

平成6年産米の政府買入価格について

(平成6年7月7日)
閣 議 決 定

うち1～5類1～2等平均包装込み生産者手取
予定価格

60キログラム当たり 16,392円

このうちから

(1) 銘柄間格差は, 3類を基準として, 次のように支払う。

60キログラム当たり

1類	400円
2類	250円
3類	－350円
4類	－750円

(2) 等級間格差は, 1等を基準として, 次のように支払う。

60キログラム当たり

2等	－320円
3等	－1,320円

(3) 包装代は, 次のように支払う。

か ま す 1かます (60キログラム) 当たり
246円

A 麻 袋 1袋 (60キログラム) 当たり
211円

紙 袋 1袋 (30キログラム) 当たり
82円

樹 脂 袋 1袋 (60キログラム) 当たり

203円

また, 米価の決定と併せて, 当面の米需給の状況を踏まえ, 6年産米の円滑な集荷・流通のための環境づくり対策として, 平成6年産米適正集荷・流通対策を実施することが決定された。

6年産の米価については, 5年産米の未曾有の不作に伴う緊急特例措置として外国産米の緊急輸入が実施されるという需給事情のもと, ガット・ウルグアイ・ラウンド交渉が昨年12月に実質的に合意され, また, 食糧管理制度自体についても, 農政審議会等において生産から流通にわたる制度全般についての検討が行われるという状況の中で議論されることとなった。

このような中で, 農業団体からは, 昨年に引き続き政府買入価格の引上げ要求が行われるとともに, 6年産米の集荷・販売対策及び中長期的視点に立った食糧管理制度の改革の要請がなされ, また, 連立与党をはじめとした各党からも生産者米価の引き上げを求める意見が出た。

イ 米をめぐる事情

(ア) 米の需給事情

米の消費量は, 昭和30年代末以降概ね減少が続いているが, 近年その減少率は鈍化傾向にあり, 平成5年度の1人当たりの消費量は69.2kgとピーク時の昭和37年度 (118.3kg) の6割程度, 総需要量は1,048万トンとピーク時の昭和38年度 (1,341万トン) の8割弱となっている。こうした中で, 米の潜在生産量については, 生産技術の向上や基盤整備の進展等による生産性の向上を背景として引続き米の消費量を相当上回る水準で推移しており, 今後とも安定的な需給均衡化対策が必要な状況となっている。

また, 最近の米の需給事情については, 3年産米が台風等の被害により不作 (作況指数95) となったことや4年産米について転作等目標面積の緩和に応じた水稻作付けが十分に行われなかったこと等から5米穀年度末 (5年10月末) の政府持越在庫は23万トンと低水準となった。

このような状況の中で, 計画的な在庫造成を図るため, 平成5年度から水田営農活性化対策 (転作等目標面積67万6千ha) が実施されることとなったが, 5年産米が記録的な低温や寡照により戦後最悪の作柄 (作況指数74) となったことから, 米の安定供給を図るため, 主食用及び加工用について必要量の輸入が緊急特例的に行われることとなった。さらに, 7米穀年度以

降については、水田営農活性化対策の見直しを行い、7米穀年度末（7年10月末）の在庫数量を66万トン、8米穀年度（8年10月末）の在庫数量を130万トン程度に回復することを目途として、6年度及び7年度における転作等目標面積を67万6千haから60万haに緩和することとした。

(イ) 米に関する国際事情

ガット・ウルグアイ・ラウンド農業交渉は、昭和61年以来7年余りにわたる交渉の末、5年12月に実質的な合意をみ、6年4月の閣僚会合において最終文書の署名が行われた。

米に関しては、関税化の特例措置が適用され、今後6年間は、①関税化は行わない、②初年度に消費量の4%から順次増加して6年目に8%に至る輸入を行う（ミニマム・アクセスの受け入れ）、③政府による一元輸入を通じて、輸入米から一定の差額（マークアップ）を徴収することにより、適正な価格で売渡しを行うこととされた。

また、ウルグアイ・ラウンド農業合意に伴い、食糧管理制度については、米にあってはミニマム・アクセスの導入、また、麦についても国境措置としての数量制限が関税化されることから、所要の制度改正が必要となり、さらに、緊急農業農村対策本部及び農政審議会において、農業合意に伴う国内対策の一環として生産から流通に至る制度全般についての一体的な検討が行われるという状況となった。

一方、米の内外価格差については、近年、生産者米価の引下げないしは据置きが行われてきているものの、依然として大幅な価格差が存在している。このような価格差は、我が国の国土条件の制約や高度に工業化し賃金水準が高いこと及び近年の急速な円高の進行等によるものと考えられるが、今後、生産性の高い稲作の担い手となる農家や生産組織・集団の育成を通じて稲作の一層の生産性の向上を図り、その成果を価格に適切に反映させていくことで、国民の納得の得られる価格での米の安定供給に努めることが重要な課題となっている。

ウ 米価算定方式

生産者米価の算定方式については、昭和63年6月の米価審議会算定小委員会報告において1.5ha以上の農家を算定対象とするいわゆる「新算定方式」がとりまとめられ元年度の米価算定に適用されたが、この方式に対しては対象となる農家の規模が大きく、我が国の稲作の実態からかい離している等の指摘があったことから、見直し検討が行われ、平成2年産の米価算定からいわゆる「地域方式」が採られてきた。

この地域方式は、全国の各農業地域において規模の大小にかかわらず、稲作に熱心であり、生産性向上に意欲的に取り組み、地域の平均的な水準以上の高い生産性を実現している農家をその地域における稲作の実質的な担い手であるとして、これらの農家の生産費を基礎として米価算定を行う方式である。

この方式については、これまで米価審議会において種々の指摘がなされ、3年7月及び4年6月の米価審議会答申において「速やかに再検討」すべき旨の附帯意見が付されるという経緯があり、また、5年7月の米価審議会答申においては、「今後の米価政策のあり方について早急に抜本的な検討」を行うべき旨の建議がなされたところであった。

6年産の米価算定方式については、こうした米価審議会の意見を踏まえつつ、算定方式をめぐる諸情勢の動向をみながら検討を行ってきたが、①現行の地域方式は、種々問題を指摘されているものの、新政策にも沿った算定方式であると考えられること、②食糧制度について検討を行うこととしているという生産者米価算定方式をめぐる情勢からみて、見直しを行う時期としては現時点は適当ではないと考えられることから、昨年と同様、地域方式による方向で検討を進めることとしたい旨、6月14日の米価審議会委員懇談会において説明を行った。

エ 農業団体の要請

全国農業協同組合中央会（全中）は、平成6年6月8日に「食糧制度改革ならびに6年産米価・集荷販売対策についての要請」を決定した。

要請の中では、「当面する6年産の集荷販売環境についても端境期をはじめとして非常に厳しいものとなっており、不正規流通を許さず、正規の流通量を確保し流通と価格の安定を図るためには、6年産米の政府買入価格を引き上げる」必要があるとした上で、政府買入価格については、「生産のための家族労働費さえも償っておらず、引き上げること」とし、「生産費と所得を補償する水準」を「60kg当たり20,791円」、「生産に必要な費用を償う水準」を「60kg当たり17,703円」と試算している。

また、米価算定方式については、「これまでの地域方式による算定を改め、稲作生産者の所得を確保し、意欲をもって経営に取り組めるよう、新たな算定方式について検討すること」とするとともに、「農家経営展望を確立する観点から価格を中期的に安定させること」としている。

なお、今回の要請の中の「生産に必要な費用を償う水準」とは、平成4年産から示しているいわゆる「生

産実費方式」であり、「生産費と所得を補償する水準」から自己資本利子及び自作地代部分を除くとともに家族労働については米販売数量加重平均の全国労賃で評価したものとなっている。

このほか、食糧管理制度については、「将来にわたり米の国内自給力を維持できる制度、また数量・価格ともに安定した流通を可能とする消費者・生産者の双方にとって有益な制度とするため、国による需給調整と価格の安定という現行制度の基本を維持することを前提に、生産調整・備蓄制度・価格制度・流通制度を通じた総合的な制度」として、現行制度の見直し改革の要請を行うとともに、6年産米の集荷・販売対策についても端境期集荷・販売対策、国産米安定供給対策、他用途利用米生産集荷・需要確保対策等の要請がなされた。

オ 前期米審

諮 問

平成6年産米穀の政府買入価格の決定に関し、我が国稲作の健全な発展を図るとの観点に立ち、地域における生産性の高い稲作農家の生産費及び所得を考慮して算定すること及びその際留意すべき事項につき、米価審議会の意見を求める。

平成6年6月27日

農林水産大臣 加 藤 六 月

諮 問 の 説 明

米穀の政府買入価格は、食糧管理法第3条第2項の規定により、生産費及び物価その他の経済事情を参酌し、米穀の再生産の確保を図ることを旨として定めることになっており、その算定については、昭和35年以降生産費及び所得補償方式によりその時々需給事情等に応じて行ってきたところであります。

このような中で、最近の米をめぐる諸情勢にかんがみ、生産性の高い稲作の担い手となる農家や生産組織・集団の育成を通じて稲作の一層の生産性の向上を図り、国民の納得の得られる価格での米の安定供給に努めることが重要な課題となっております。

また、米の需給事情につきましては、昨年の未曾有の不作にかんがみ、安定的な米の供給を確保するため、平成8米穀年度末の在庫数量を130万トン程度とすることを目標として、平成6年度及び7年度における転作等目標面積を7万6千ヘクタール緩和することとしたところでありますが、依然として潜在

需給ギャップが存在しており、引き続き水田営農活性化対策を実施しているところであります。

他方、一般経済情勢の面では、労賃、物価等について、鈍化しているものの引き続き上昇がみられております。

以上の情勢を総合勘案の上、本年産米穀の政府買入価格につきましては、引き続き、全国の各農業地域の平均的な水準以上の高い生産性を実現している稲作農家をその地域において稲作を実質的に担っている者であるとし、このような生産者の生産費を基礎とし生産費及び所得補償方式により算定することとしてはどうかと考えております。つきましては、このような考え方により政府買入価格を算定すること及びその際留意すべき事項につきまして米価審議会の御審議を願い御意見を賜りたいと存じます。

6年の米価審議会は、3年、4年と同様、前期の段階で諮問を行った上で算定方式及び留意すべき事項について審議を行い、後期において具体的な試算値を提出して審議を行うという方式でとり進められた。

前期米審は、6月27日に開催され、政府から諮問及び諮問の説明に続いて、米の需給事情を含めた全般的な米をめぐる事情、米価算定方式についての考え方、平成6年産米の品種別作付動向及びその生育情報、平成5年度の農家経済等について説明が行われた。この中で、6年産の米価算定方式については、改めて、食糧管理制度について検討を行うこととしているという情勢からみて、見直しを行う時期として現時点は適当ではないこと等から、昨年と同様地域方式によることとしたい旨の説明を行った。

これに対して、生産者の立場に立つ委員は「平均以下の生産費を基礎に算定することは一部の生産者にかたよること等から、賛成しがたい」との意見であったが、その他の大方の委員は、「現在、食糧管理制度自体が検討の対象となっている状況下では、新しい算定方式の導入は時期として難しいことから、本年も暫定的に採用することはやむを得ない」との意見であった。

さらに、生産者米価の決定に当たり留意すべき事項として、生産者の立場に立つ委員から、「昨年の未曾有の不作、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意受け入れ等に伴う稲作農家の不安を払拭する見地から、生産者が納得できる価格とすべきである」との意見があったが、大方の委員は、「従来通りのルールを基本としつつ、内外価格差の状況や今後の構造政策の方向等も踏まえて、算定すべきである」との意見であった。

カ 連立与党等における議論

与党との調整については、当初6月27日に前期米審、7月1日に後期米審を開催するという予定で、連立与党のワーキングチームのほか、自民党の米価委員会、社会党・さきがけなどの四党農政協議会等の場において検討が進められてきた。

その後、6月25日に羽田内閣が総辞職し、29日の首班指名の後、30日には自民党、社会党、さきがけを中心とする連立与党により新内閣が組閣されるという状況になったため、7月1日の後期米審については6日に延期されることとなったが、米価については引続き、新連立与党を中心としつつ旧連立与党においても活発な議論がなされることとなった。

各党における議論の中では、6年産の米価算定に地域方式を適用することについての特段の異論はなかったものの、米価水準については、昨年が未曾有の不作であったことやウルグアイ・ラウンド農業合意を受け入れ後の米価決定であること等から強硬に引上げを求める声が噴出した。また、同時に6年の端境期における集荷・販売対策について所要の対策を講じるべきであるとの意見が多数だされることとなった。

このような状況の中で、後期米審前日の7月5日夜から、政府・連立与党間の折衝が断続的に行われ、翌日未明になってようやく前年産と同額の政府試算値を米審に提示することで決着をみた。

その際、当面の米需給の状況を踏まえ、早場米を含めた平成6年産米の集荷・流通対策について、政府管理米を確保することにより本年の端境期における需給操作を円滑に進める等の観点から、円滑な集荷・流通のための環境づくり対策として、総額285億円の適正集荷・流通対策を講ずることが決定された。

キ 後期米審

7月6日に開催された後期米審に対し、政府は、平成6年産の生産者米価について、地域方式によって、算定し、集荷をめぐる事情等を考慮して、所要の調整、すなわち60kg当たり310円の調整額を加算して、前年産と同額の60kg当たり16,392円とする試算値を示した。

Ⅱ：価格決定年の前3年における各年の米販売農家（農業地域別（注）の平均生産費を上回る農家及び災害農家を除く。以下「対象農家」という。）の10アール当たり平均生産費について、家族労働費については都市均衡労賃により評価替えし、物財・雇用労働費については物価修正する等、価格決定年に評価替えしたものの

（注）北海道、東北、北陸、関東・東山、東海、近畿、中国、四国及び九州の9地域である。

Ⅲ：価格決定年の前3年における各年の対象農家の10アール当たり平均収量

Ⅳ：年数（3年）

II 算定

1 求める価格

$$\frac{133,646\text{円}}{512\text{kg}} \times 60\text{kg} = 15,662\text{円}$$

2 基準価格

$$15,662\text{円} + 191\text{円} = 15,853\text{円}$$

（求める価格）（運搬費）

3 うるち3類1等裸価格

$$15,853\text{円} - 12\text{円} + 115\text{円} + 310\text{円}$$

$$\left(\begin{array}{l} \text{うるち3} \\ \text{類1等} \\ \text{平均と} \\ \text{3類との} \\ \text{格差} \end{array} \right) \left(\begin{array}{l} \text{うるち3} \\ \text{類1等} \\ \text{平均と1} \\ \text{等との格} \\ \text{差} \end{array} \right) \text{（調整額）}$$

$$= 16,266\text{円}$$

4 うるち1～5類、1～2等平均、包装込み、生産者手取り予定価格

$$16,266\text{円} + 23\text{円} - 77\text{円} + 180\text{円}$$

$$\left(\begin{array}{l} \text{うるち3} \\ \text{類1等} \\ \text{価格} \end{array} \right) \left(\begin{array}{l} \text{うるち2} \\ \text{等の3} \\ \text{類と} \\ \text{1～5} \\ \text{類の} \\ \text{平均と} \\ \text{格差} \end{array} \right) \left(\begin{array}{l} \text{1等と1} \\ \text{～2等平} \\ \text{均との格} \\ \text{差} \end{array} \right) \text{（包装代）}$$

$$= 16,392\text{円}$$

（注）3の調整額は、うるち3類1等裸価格が前年と同額となるようにするためのものである。

平成6年産米穀の政府買入価格の試算

I 算式

$$P = \frac{\frac{\sum \bar{C}}{N}}{\frac{\sum H}{N}} \times 60$$

P：求める価格

このような政府試算値に対して、「昨年の未曾有の不作等の事情を考えれば、この際、引き上げるべきである」との意見や、「算定方式に基づき算定された数値とし、調整額を加えることなく引き下げを図るべきである」との意見がだされたが、その他の多くの委員は、「種々問題はあるが、諸般の事情を勘案すればやむを得ない」との意見であった。

このような論議を踏まえて答申の起草が行われ、6日午後8時過ぎに、澤邊米審会長から大河原農林水産大臣に答申が手交された。答申は、算定方式及び試算値について、多数意見が明示された両論併記となっている。また、5年に引き続き、「政府は、現在行われている食糧管理制度についての再検討の中で、米価政策の抜本的な検討を行い、その基本を確立するよう」との建議が行われた。

答 申

本審議会は、6月27日政府から諮問のあった平成6年産米穀の政府買入価格に関して、下記のとおり答申する。

記

1 生産者米価の算定方式について

(1) 生産者の立場に立つ委員は、平均以下の生産費を基礎に算定することは一部の生産者にかたよること等から、賛成しがたいとの意見であった。

(2) その他の大方の委員は、現在、食糧管理制度自体が検討の対象となっている状況下では、新しい算定方式の導入は時期として難しいことから、本年も、暫定的に採用することはやむをえないとの意見であった。

2 試算値について

(1) 昨年の未曾有の不作等の事情を考えれば、この際、引上げを図るべきであるとする意見

(2) 算定方式に基づき算定された数値とし、調整額を加えることなく引下げを図るべきであるとする意見

(3) その他多くの委員は、種々問題はあるが、諸般の事情を勘案すればやむをえないとの意見であった。

よって、上記意見を踏まえ、適正に決定すること。

(附帯意見)

1 平成6年産米に係る適正集荷流通対策については、本年の特別の集荷環境等から必要な措置であるとの意見、実質的に買入価格の一部とみられ、不透明であり適正でないとの意見があった。

2 自主流通対策費については、集荷量に占める割合の増大や制度別・用途別需給の均衡を図る観点から見直しを行うべきとの意見、米価の一部となっていること等からみて現行制度を維持すべきであるとの意見があった。

3 自主流通米価形成機構については、需給動向等がより適切に反映されるよう運営の改善を図るべ

きとの意見があった。

4 圃場の団地的利用・大区画化、直播栽培等稲作の省力化・低コスト化の積極的推進を図るとともに、中山間地域の稲作経営については、地域の実情に応じた改善を進めるべきとの意見があった。

平成6年7月6日

農林水産大臣 大河原 太郎 殿
米価審議会会長 澤 邊 守

建 議

本審議会は、今後の米価政策のあり方について昨年も建議したところであるが、その後の諸情勢の変化を踏まえ、政府は現在行われている食糧管理制度についての再検討の中で、米価政策の抜本的な検討を行い、その基本を確立するよう建議する。

平成6年7月6日

農林水産大臣 大河原 太郎 殿
米価審議会会長 澤 邊 守

ク 決定

この米価審議会の答申を受け、政府は7月7日の持回り閣議において平成6年産米の政府買入価格について政府試算値どおりとすることを決定した。

(2) 消費者米価

米穀の標準売渡価格は、食糧管理法第4条の第3項の規定により、家計費及び物価その他の経済事情を参酌し、消費者の家計を安定させること旨として定めることとされている。

米穀の標準売渡価格については、6年12月15日に開催された米価審議会に政府案が諮問され、15日に答申が行われた。政府は、この答申の趣旨を十分に踏まえ、政府案どおり米穀の標準売渡価格を定めた。

ア 米価審議会への諮問

諮 問 (抜粋)

米穀の標準売渡価格については、平成6年産米穀の政府買入価格を前年産米穀と同額としたこと、米穀の湯旧動向、財政の事情等を総合的に考慮し、当面はこれを据え置くこととしてはどうかと考える。

これらについて米価審議会の意見を求める。

平成6年12月15日

農林水産大臣 大河原 太郎

イ 諮問についての説明

標準売渡価格

米穀の標準売渡価格については、

(ア) 平成6年産米穀の政府買入価格については、前年さん価格と同様の方式によって算定し、所要の調整を行い、前年産米穀と同額としてこと。

(イ) 最近の米の需給動向については、未曾有の不作であった昨年とは一転して本年産米は豊作となったことなどから、緩和基調で推移してきているところであり、こうした情勢の下で価格の安定を図ることが必要となっていること。

(ウ) 米に係る財政負担については、なお相当の額に上っており、政府管理経費の縮減合理化等により、今後ともその縮減を図っていく必要があること。

以上のような事情を総合的に考慮し、現行どおりとした。

ウ 米価審議会答申

答 申

本審議会は、12月15日政府から諮問のあった米穀の標準売渡価格について、次のとおり答申する。

記

1 米穀の標準売渡価格については、本年の豊作による需給緩和の状況等からみて引き下げるべきとの意見もあったが、多くは、平成6年産米の政府買入価格を据え置いたこと、価格の安定に資すること等からみて諮問どおり据え置くことは賛成又はやむを得ないとの意見であった。

2 〔略〕

よって政府はこれらの意見を踏まえ、適正に決定されたい。

(附帯意見)

1 「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」の施行に向け、速やかに関係政省令等を定め、新制度の趣旨の十分な周知徹底を図るとともに、新法への円滑な移行に努めること。

2 新制度における米価政策の具体的な在り方を速やかに検討し、明確にすること。

3 〔略〕

4 〔略〕

平成6年12月15日

農林水産大臣 大河原 太郎 殿

米価審議会会長 澤 邊 守

米穀の標準売渡価格

(水稻うるち玄米正味60kg当たり円)

区分 等級	1 類	2 類	3 類	4 類	5 類
1 等	19,523 (569)	18,647 (543)	18,081 (527)	17,514 (510)	16,948 (494)
2 等	19,193 (559)	18,318 (534)	17,751 (517)	17,185 (501)	16,618 (484)
3 等	— (454)	— (442)	15,586 (454)	15,174 (442)	14,659 (427)

(注) 1 () 内は、消費税額分である。
2 1 類、2 類、3 類、4 類及び5 類とは、「平成6年産米穀の政府買入れの価格を定める件」(平成6年7月18日農林水産省告示第1067号)に掲げる1 類から5 類までにそれぞれ該当する水稻うるち玄米をいう。

3 麦 価

(1) 麦の政府買入価格

平成6年産麦の政府買入価格については、6月3日に開催された米価審議会に前年産麦と同額とする内容の政府案が諮問され、答申が行われた。この答申を受け、6年産麦の政府買入価格は同日夜に政府案どおり決定され、6月9日に農林水産省告示第915号をもって告示された。

政府買入価格は、前年度に引き続き据置きとなったが、これは、基本価格の算定結果が現行価格とほぼ同水準となったことを踏まえ、生産者の生産意欲に及ぼす影響にも配慮して、基本価格に所要の調整を行ったものである。

諮 問

平成6年産麦の政府買入価格について、近年における麦作の生産性の向上を的確に反映するとともに品質の改善に資するとの観点に立ち、主産地の生産費を基礎に所要の調整を行って決定することにつき、米価審議会の意見を求める。

平成6年6月3日

農林水産大臣 加 藤 六 月

諮 問 の 説 明

麦の政府買入価格は、食糧管理法第4条ノ2第2項の規定により、生産費その他の生産条件、需要及び供給の動向並びに物価その他の経済事情を参酌し、生産性の向上及び品質の改善に資するよう配慮して定めることとなっております。

上記の規定に基づく麦の政府買入価格につきまし

ては、昭和63年の御答申の趣旨に即し、昭和63年産麦から、麦の主産地における生産費を基礎に所要の調整を行って決定してきております。

本年産麦の政府買入価格の算定につきましては、上記答申の趣旨に即し、間接統制・無制限買入制の下での政府買入価格の本来の趣旨及びこの制度の円滑な運営の確保と土地利用型作物としての重要性を念頭に置き、今後とも麦作の安定的な発展を図るため、麦作に取り組む農家の意欲に及ぼす影響にも配慮しつつ、生産性の向上の的確な反映と品質の改善に資するとの観点に立つて行うことといたしております。

具体的には、麦の主産地における平均規模以上の規模層の全算入生産費を基礎とし、所要の調整を行って算定することとしてはどうかということでもあります。

以上のような考え方によりました場合の平成6年産麦の政府買入価格につきましては、後ほど資料により御説明申し上げます。

平成6年産麦の政府買入価格の算定

(ア) 小麦の政府買入価格

a 基本となる価格の算式

$$P = \frac{\frac{\sum \bar{C}}{N}}{\frac{\sum \bar{H}}{N}} \times 60$$

P：基本となる価格

$\bar{C}$ ：価格決定年の前3年における各年の主産地（北海道（畑），群馬（田），埼玉（田），栃木（田），福岡（田），熊本（田）及び佐賀（田））の生産農家（北海道及び主産地に係る6県の平均作付規模未満の農家及び災害農家を除く。）の10アール当たり平均生産費（以下「平均生産費」という。）について、費用合計については物価修正する等の修正を行ったもの

$\bar{H}$ ：価格決定の前3年における各年の主産地の生産農家（北海道及び主産地に係る6県の平均作付規模未満の農家を除く。）の10アール当たり収量を平準化した収量

N：年数（3年）

b 基本となる価格の算定

基本となる価格（銘柄区分Ⅱ・1等60キログラム，裸価格）

$$\frac{62,824\text{円}}{415\text{kg}} \times 60\text{kg} = 9,083\text{円}$$

c 基本となる価格に所要の調整を行った算出価格

$$P_A = P + A$$

P_A ：基本となる価格に所要の調整を行った算出価格

P：基本となる価格

A：調整額

$$A = (P_{A5} - P)$$

P_{A5} ：平成5年産小麦（銘柄区分Ⅱ・1等60キログラム）の政府買入価格（裸価格）

算出価格（銘柄区分Ⅱ・1等60キログラム，裸価格）

$$9,083\text{円} + (9,110\text{円} - 9,083\text{円}) = 9,110\text{円}$$

(イ) 大麦及びはだか麦の政府買入価格

大麦及びはだか麦の政府買入価格は、1の小麦の政府買入価格の算定結果に準拠して算出する。

a 大麦

$$P_B = P_{B5} \times \left(\frac{P_A}{P_{A5}} \right)$$

P_B ：平成6年産大麦（銘柄区分Ⅱ・1等50キログラム）の政府買入価格（裸価格）

P_{B5} ：平成5年産大麦（銘柄区分Ⅱ・1等50キログラム）の政府買入価格（裸価格）

P_A ：平成6年産小麦（銘柄区分Ⅱ・1等60キログラム）の政府買入価格（裸価格）

P_{A5} ：平成5年産小麦（銘柄区分Ⅱ・1等60キログラム）の政府買入価格（裸価格）

算出価格（銘柄区分Ⅱ・1等50キログラム，裸価格）

$$6,540\text{円} \times \left(\frac{9,110\text{円}}{9,110\text{円}} \right) = 6,540\text{円}$$

b はだか麦

$$P_C = P_{C5} \times \left(\frac{P_A}{P_{A5}} \right)$$

P_C ：平成6年産はだか麦（銘柄区分Ⅱ・1等60キログラム）の政府買入価格（裸価格）

P_{C5} ：平成5年産はだか麦（銘柄区分Ⅱ・1等60キログラム）の政府買入価格（裸価格）

P_A ：平成6年産小麦（銘柄区分Ⅱ・1等60キログラム）の政府買入価格（裸価格）

P_{A5} ：平成5年産小麦（銘柄区分Ⅱ・1等60キログラム）の政府買入価格（裸価格）

算出価格（銘柄区分Ⅱ・1等60キログラム，裸価格）

$$9,421\text{円} \times \frac{9,110\text{円}}{9,110\text{円}} = 9,421\text{円}$$

(ウ) 銘柄区分別の政府買入価格

麦の種類別の銘柄に応じ、Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ及びⅣの銘柄区分を設ける。

銘柄区分Ⅰの価格は、銘柄区分Ⅱの価格に60キログラム当たり600円(大麦の場合は50キログラムに換算して500円)を加えて得た額とする。

銘柄区分Ⅲの価格は、銘柄区分Ⅱの価格から60キログラム当たり300円(大麦の場合は50キログラムに換算して250円)を控除して得た額とする。

銘柄区分Ⅳの価格は、銘柄区分Ⅱの価格から60キログラム当たり900円(大麦の場合は50キログラムに換算して750円)を控除して得た額とする。

(エ) 等級別の政府買入価格

麦の種類別の等級に応じ、2等の価格は、1等の価格から60キログラム当たり1,100円(大麦の場合は50キログラムに換算して917円)を控除して得た額とする。

(オ) 政府買入価格は、1、2、3及び4により次のとおりとする。

a 小麦		(60キログラム当たり、円)			
銘柄区分	I	II	III	IV	
等級					
1等	9,710	9,110	8,810	8,210	
2等	8,610	8,010	7,710	7,110	
b 大麦		(50キログラム当たり、円)			
銘柄区分	I	II	III	IV	
等級					
1等	7,040	6,540	6,290	5,790	
2等	6,123	5,623	5,373	4,873	
c はだか麦		(60キログラム当たり、円)			
銘柄区分	I	II	III	IV	
等級					
1等	10,021	9,421	9,121	8,521	
2等	8,921	8,321	8,021	7,421	

答 申

平成6年産麦の政府買入価格の諮問に対し、次のとおり答申する。

記

政府案については、

- (1) 最近における生産意欲の減退、作付面積の減少の動向からみて価格の引き上げを図るべきである。
 - (2) 最近の内外価格差の動向及び価格よりも構造面に重点をおくべきとの観点から基本価格に調整額を加えることなく、引き下げるべきである。
- との意見があったが、その他多くの意見は、政府案に賛成又はやむを得ないとのことであったので、この際政府案によることはやむを得ないものと認める。

(附帯意見)

- (1) 国内農業における麦作の位置付けを明らかにし、中長期的展望の下に麦作振興のための対策を確立すること。
- (2) 麦の新品種の開発、輪作体系の確立等総合的な技術対策を講じその成果の普及に努めること。
- (3) 麦価の安定方式については、基本政策の方向付けをみながら再検討すること。

平成6年6月3日

農林水産大臣 加藤 六月 殿

米価審議会会長 澤 邊 守

(2) 麦の標準売渡価格

麦の標準売渡価格について、政府は6年12月15日に開催され米価審議会に平均5.5%引き下げることの内容とする諮問を行い、米価審議会から15日夕答申がとりまとめられた。政府は、この答申及び審議内容を受け関係方面とも協議のうえ、12月16日政府案どおり平成7年2月1日より麦の標準売渡価格を改定することを決定し、これを平成6年12月22日付け農林水産省告示第1551号をもって告示した。

ア 諮問(抜粋)

麦の標準売渡価格については、最近における麦管理の運営の実情、外国産麦の国際価格、為替相場の動向等を総合的に考慮し、これを改定する必要があると考える。これらについて米価審議会の意見を求める。

平成6年12月15日

農林水産大臣 大河原 太一郎

イ 諮問についての説明

麦の標準売渡価格は、食糧管理法第4条ノ3第3項の規定により、家計費及び米価その他の経済事情を参酌し消費者の家計を安定させることを旨として定めるべきこととなっております。

平成6年産の国内産麦につきましては、政府買入価格を前年産麦と同額としたところであります。また、その生産数量は減少しております。

他方、外国産麦につきましては、主要生産国における生産量が減少する中で、国際的な需給及び価格は堅調に推移しており、また、為替相場は円高基調で推移しております。

なお、小麦粉調整品等麦製品の輸入は、最近の円高を背景として再び増加傾向で推移しております。

以上のような事情を総合的に考慮し、麦の標準売渡価格につきましては、麦の生産、流通、消費に及ぼす影響等に配慮しつつ、極力内外価格差の縮小を図るとの考え方に立って、これを改定してはどうかということとであります。

ウ 麦の標準売渡価格及びその算定の説明

(ア) 標準売渡価格

現行対比

小 麦 (銘柄区分Ⅱ・1等正味60キログラム当たり)

2,516円 (▲146円)

うち消費税額分 73円

{ 正味100キログラム当たり 4,193円 (▲244円) }
うち消費税額分 122円

外国産小麦 (アメリカ産ウエスタン・ホワイต์No.2 正味100キログラム当たり)

5,035円 (▲291円)

うち消費税額分 147円

外国産小麦 (カナダ産ウエスタン・レッド・スプリングNo.1 (たん白含有量13.5パーセントのもの) 正味100キログラム当たり)

5,633円 (▲328円)

うち消費税額分 164円

大 麦 (銘柄区分Ⅱ・1等正味50キログラム当たり)

1,819円 (▲106円)

うち消費税額分 53円

{ 正味100キログラム当たり 3,638円 (▲212円) }
うち消費税額分 106円

外国産大麦 (オーストラリア産ツーロウNo.2 正味100キログラム当たり)

3,477円 (▲202円)

うち消費税額分 101円

はだか麦 (銘柄区分Ⅱ・1等正味60キログラム当たり)

2,388円 (▲139円)

うち消費税額分 70円

{ 正味100キログラムあたり 3,980円 (▲232円) }
うち消費税額分 117円

I 標準売渡価格の算定の説明

a 標準売渡価格の算定

(ア)の標準売渡価格は、現行標準売渡価格を小麦及び大・はだか麦別にそれぞれ平均5.5%引き下げた価格を標準とし、次のように算出したものである。

b 麦のコスト価格と平均政府売渡価格との関係
輸入に係る麦の政府の買入の価格 (以下「輸入麦買

入価格」という。)にその買入、保管及び売渡に要する費用 (以下「政府管理経費」という。)を加えて得た価格 (以下「輸入麦コスト価格」という。)並びに国内で生産される麦の政府の買入の価格 (以下「国内産麦買入価格」という。)に政府管理経費を加えて得た価格 (以下「国内産麦コスト価格」という。)をその買入数量で加重平均した価格と、これに対応する麦の平均政府売渡価格とから算出される価格関係は、小麦についてみると、次のとおりである。

(a) 輸入麦コスト価格

① FOB価格	トン当たり	195ドル
② 為替レート	ドル当たり	99円
③ 輸入麦買入価格	トン当たり	27,282円
④ 政府管理経費	トン当たり	7,536円
⑤ 輸入麦コスト価格	トン当たり	34,818円

(注) FOB価格は、政府が食糧用として買い付けている銘柄の直近2ヵ月間の平均価格である。

(b) 国内産麦コスト価格

① 国内産麦買入価格	トン当たり	151,850円
② 政府管理経費	トン当たり	26,378円
③ 国内産麦コスト価格	トン当たり	178,228円

(c) (a)と(b)の価格をその買入数量で加重平均した価格とこれに対応する麦の平均政府売渡価格との関係

① (a)と(b)の価格をその買入数量で加重平均した価格	トン当たり	51,488円
② ①に対する麦の平均政府売渡価格	トン当たり	54,490円
③ ①-②	トン当たり	▲ 3,002円
④ ③/②		▲ 5.5%

c 米価と標準売渡価格との関係

(a) 麦の標準売渡価格の5.5%引下げ等により推定される小麦粉の消費者価格と精米の消費者価格との関係は次のとおりである。

① 小麦の標準売渡価格の引下げ等により推定される小麦粉の消費者価格 (1キログラム当たり)

⑦ 現在の平均的な小麦粉の消費者価格

(食糧庁の「米麦等の取引価格調査」による家庭用小袋の価格)

④ 推定される小麦粉の消費者価格の影響額(試算)
▲ 3円程度

(注) 玄麦コストの低下分のみを機械的に試算したものである。

② ⑦及び④から算出される小麦粉の消費者価格

201円 - 3円 = 198円

{ 消費税課税前
195円 - 3円 = 192円 }

② 最近時の精米消費者価格（1キログラム当たり）

平成6年9月の全国の精米の消費者実効価格
549円

③ 小麦粉の消費者価格の精米の消費者実効価格に対する比率

$$\frac{198\text{円}}{549\text{円}} = 36.1\%$$

(b) 過去における小麦粉の対米価比の推移は次のとおりである。

年次	精米 実効価格(A)	小麦粉 消費者価格(B)	(B)／(A)
昭和50年	276円/kg	129円/kg	46.7%
55	398	176	44.2
56	415	189	45.5
57	436	191	43.8
58	448	204	45.5
59	462	210	45.5
60	477	211	44.2
61	483	211	43.7
62	483	208	43.1
63	478	204	42.7
平成元	486	204	42.0
2	496	201	40.5
3	498	200	40.2
4	514	204	39.7
5	533	204	38.3
6年9月	549	201	36.6

d 引下幅の考え方

輸入麦及び国内産麦のコストの見通し、精米の消費者価格と小麦粉の消費者価格との関係、その他麦にかかる諸事情を総合的に勘案し、小麦の標準売渡価格の引下率を平均5.5%とした。

また、大麦及びはだか麦の標準売渡価格の引下率は、大麦及びはだか麦にかかる諸事情を考慮し、小麦の場合と同率とした。

エ 米価審議会の答申

答 申

本審議会は、本日政府から諮問のあった米穀及び麦の標準売渡価格について、次のとおり答申する。

記

麦の標準売渡価格については、最近における麦の内外価格差、為替相場の動向等を総合的に勘案して、諮問どおり引き下げることは賛成であるとの意見であった。

よって政府はこれらの意見を踏まえ、適正に決定されたい。

(附帯意見)

- 1 「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」の施行に向け、速やかに関係政省令等を定め、新制度の趣旨の十分な周知徹底を図るとともに、新法への円滑な移行に努めること。
- 2 新制度における米価政策の具体的な在り方を速やかに検討し、明確にすること。
- 3 今後の内麦の在り方については、現在策定を進めている農産物の需要と生産の長期見通しの中で的確に位置付け、内麦政策を早急に確立すること。
- 4 麦の標準売渡価格の引下げの効果を消費者価格に反映させるよう努めること。

平成6年12月15日

農林水産大臣 大河原 太一郎 殿
米価審議会会長 澤 邊 守

第7節 食糧管理特別会計の概要

1 予算の概要

(1) 6年度当初予算編成の背景

我が国の財政は、平成5年度末の公債残高が184兆円にも達する見込みであり、国債費が歳出予算の2割を越えるなど、依然として構造的な厳しさが続いているが、これに加え、平成4年度決算において税収が戦後初めて2年連続して減少し、約1.5兆円の決算上の不足を生じているという誠に深刻な状況に立ち至っている。今後急速に進展する人口の高齢化や国際社会における我が国の責任の増大など今後の社会経済情勢の変化に財政が弾力的に対応していくためには、後世に多大な負担を残さず、再び特例公債を発行しないことを基本として、公債残高が累増しないような財政体質を作り上げていくことが基本的な課題である。

このような考えの下に、平成5年8月13日閣議決定された平成6年度の概算要求基準は、公債残高累増体質からの脱却を目指して、歳出の抑制を図り、公債依存度の引下げに最大限の努力を払うなど行財政改革を更に更新するという基本方針の下に、一般歳出につき経常部門経費は、対前年度予算の10%の削減。投資的経費は前年度予算の5%の増加とされた。

こうした情勢の下で編成された6年度の農林水産関係予算の総額（総理府など他省庁所管分を含む。）は、3兆4,188億円で前年度当初予算に比べ全体では1.5%

の増となり、うち公共予算についてはNTT財源の活用も含めて1.8%増、経常部門を主体とする非公共予算（食糧管理費を含む）については1.1%増となっている。食糧管理費については、前年度当初予算に比べ370億円減の2,743億円となり、うち食糧管理特別会計調整資金繰入れは前年度と比べ200億円減の1,900億円となり、水田営農活性化対策費は、前年度と比べ170億円減の843億円となった。

(2) 国内米の管理

平成5年度から7年度までの水田営農活性化対策期間中における米の需給計画は、当初、期央年における総需要量992万t、転作等目標面積を676千ha、事前売渡申込限度数量を700万tとされた。しかしながら、5年産米の異例の作柄に伴う厳しい需給事情に対応するため、平年作ベースで130万t程度の在庫造成を計画するものとし、6年度及び7年度において転作等目標面積を600千haとするとともに6年産事前売渡申込限度数量を738万tとした。これを基礎として6年度においては、政府買入数量を260万t、自主流通米予定数量を478万tとし、政府売却予定数量を114万tと予定した。

(3) 国内麦の管理

国内麦の管理については、6年度における国内麦の買入数量を大麦、はだか麦及び小麦の三麦を併せて102万3千t（前年度102万8千t）と予定した。

(4) 輸入食糧の管理

輸入食糧の管理については、国内における米麦の需給事情等を勘案して、買入数量は、外国産米を沖縄県の需要分として1万3千t（前年度1万2千t）、外国産麦を527万5千t（前年度432万8千t）と予定した。

さらに、5年産米が異例の作柄となったことに対処するため緊急特例的な措置として外国産米の買入数量を102万1千tと予定した。

(5) 管理費等の主要事項

ア 制度別・用途別需給均衡化特別対策

米の制度別・用途別の需給不均衡が生じている現状にかんがみ、米の多様な需要に即した適切な生産誘導、集荷・流通の促進が図られるよう、制度別・用途別需給均衡化のための特別対策を水田営農活性化対策の実施期間中実施する。

イ 米需要拡大対策

米を中心とした日本型食生活の定着促進に資するため、既存事業を見直し、内容の拡充強化を図り、引き続き各般の施策を実施する。

ウ 検査業務の改善合理化の推進

国内産米の検査業務の改善合理化を一層促進する観点から、ばら・抽出検査を積極的に拡大することとし、

このため、ばら検査拡大の指導対象の重点化、簡易ばら検査装置の設置及びライスセンターのばら検査体制の整備並びに食糧検査士の拡大を図る。

(6) 農産物の価格安定

「農産物価格安定法」に基づいて、甘しょ及びばれいしょの価格の安定を図るため、甘しょでん粉1千t、ばれいしょでん粉1千tの買入数量を想定して所要額を計上した。

(7) 輸入飼料の需給・価格安定

「飼料需給安定法」に基づく、飼料について、需給及び価格の安定を図るため、輸入小麦138万5千t、同大麦162万2千tの買入れ等を予定した。

(8) 損益整理（損失補てん）の予定

ア 前年度から繰り越される調整資金は2,056億円と見込み、また、6年度の食糧管理勘定（国内米・国内麦・輸入食糧の3管理勘定）に3,900億円の損失発生を予定し、6年度末における調整資金の残高を56億円と見込んで、一般会計から調整勘定へ1,900億円の調整資金を繰り入れることとした。

(参考)

6年度食糧管理勘定の損失（予定）

国内米管理勘定	△3,210億円
	（前年度△2,994億円）
国内麦管理勘定	△1,340億円
	（前年度△1,304億円）
輸入食糧管理勘定	650億円
	（前年度 904億円）
合 計	△3,900億円
	（前年度△3,394億円）

イ 6年度当初予算における輸入飼料勘定の損失額は、169億円と見込まれるが、この損失額は、前年度からの繰越金166億円と一般会計からの同勘定への繰入金3億円により整理することとした。

ウ 農産物等安定勘定の6年度当初予算における損失額は、前年度からの繰越金を充当し、繰越金残高は積立金として整理することとした。

2 決算の概要

(1) 国内米の管理

ア 売買数量は次のとおりである。

	予算(A)	決算(B)	(B-A)
	玄米千t	玄米千t	玄米千t
国内米	買入 2,601	2,050	△551
	売却 1,135	425	△710

イ この結果、国内米管理勘定の損失額は、2,661億円となり、当初予算（3,210億円）に比べて549億円の

損失の減少となった。その主な要因は、買入数量の減少による在庫数量の減少及び管理経費の減少等による。

(2) 国内麦の管理

ア 売買数量は次のとおりである。

		予算(A)	決算(B)	(B-A)
		千t	千t	千t
大 麦	買入	125	48	△77
	売却	102	65	△37
はだか麦	買入	16	10	△ 6
	売却	13	10	△ 3
小 麦	買入	882	506	△376
	売却	715	504	△211

イ この結果、国内麦管理勘定における損失額は776億円（大麦56億円、はだか麦15億円、小麦705億円）となり、当初予算（1,340億円）に比べて564億円の損失の減少となった。その主な要因は、買入数量の減少による売買損失の減少及び管理経費の減少等による。

(3) 輸入食糧の管理

ア 売買数量は次のとおりである。

		予算(A)	決算(B)	(B-A)
		実千t	実千t	実千t
外 米	買入	1,034	1,756	722
	売却	1,773	1,273	△500
外 大 麦	買入	223	111	△112
	売却	189	130	△ 59
外はだか麦	買入	1	7	6
	売却	1	2	1
外 小 麦	買入	5,051	4,887	△164
	売却	4,994	4,797	△197

イ 輸入食糧管理勘定の決算損益は、1,116億円の利益（外米20億円、外麦1,096億円）となった。当初予算では利益額を650億円（外米12億円、外麦638億円）と予定していたのに比べて466億円の増加となった。この要因は、外麦の買入価格の低下及び管理経費の減少等による。

なお、5年産米の減収に伴い、緊急特例的に輸入された米穀の6年度分の利益は1,024億円となったが、特別措置法（平成5年法律第95号）に基づき輸入食糧管理勘定から農業共済再保険特別会計の農業勘定へその全額を繰り入れた。

(4) 農産物等の価格安定

ア 農産物等の売買は、予算上、ばれいしょでん粉及び甘しょでん粉の買入れをそれぞれ1千t予定していたが、買入れ、売却とも実績はなかった。

イ 農産物等安定勘定における損益は、当初予算で

16百万円の損失を計上していたが、売買の実績はなかったため、損失及び利益の実績はなかった。

(5) 輸入飼料の需給・価格安定

ア 売買数量はつぎのとおりである。

		予算(A)	決算(B)	(B-A)
		千t	千t	千t
買入	大 麦	1,622	1,626	4
	小 麦	1,385	934	△451
	計	3,007	2,560	△447
売却	大 麦	1,600	1,553	△ 47
	小 麦	1,350	995	△355
	計	2,950	2,548	△402

イ 輸入飼料勘定における決算損益は34億円の損失（大麦損失78億円、小麦利益116億円、とうもろこし損失72億円）となった。当初予算においては、損失額169億円を計上していたので、135億円の損失の減少となった。この要因は、外麦の買入価格の低下及び管理経費の減少等による。

(6) 決算損益の整理

ア 調整資金

6年度における食糧管理勘定の損失額2,321億円（国内米損失2,661億円、国内麦損失776億円、輸入食糧利益1,116億円）については、調整勘定に移して調整資金（5,081億円）を取り崩して処理することとした。その結果、調整資金の残額（7年度への繰越）は、2,760億円となった。（注）

（注） 調整資金（億円）

前年度繰越	本年度受入	本年度損失	残高
3,181	1,900	△2,321	2,760

イ 輸入飼料勘定

輸入飼料勘定における決算損失34億円は、この勘定における積立金を減額して整理し、かつ、前年度前受金の一部を充てて処理することとした。

第8節 農産物検査制度

1 概 況

農産物の検査は、農産物検査法（昭和26年法律第144号）に基づく、米麦、豆類、雑穀、特産品等32品目及び食糧事務所依頼検査規定（昭和31年3月10日農林水産省告示113号）に基づく、えん麦、いぐさ製品等について、農産物検査官により行われる。

(1) 検査業務の改善合理化

国内産米検査業務の改善合理化については、昭和63年12月に閣議決定された「規制緩和推進要綱」に基づ

き、検査体制の簡素合理化及び検査業務の改善を図るため、平成4年度末を目途として、以下の点について各種事業を活用しつつ推進してきたところである。

この結果、概ね所期の目標に近い成果をあげることができた。今後は平成5年度からの水田営農活性化対策の実施に伴う検査数量の増大等に対応し、検査業務を的確かつ円滑に実施するため、引き続き簡素合理化を図っていくこととしている。

① ばら検査比率については、全検査数量の概ね30%に拡大する。

→5年産実績約19%

② 抽出検査については、当初目標の60%に達していることから、食糧検査士の有効活用を図り、抽出区切りの拡大及びバレット検査の推進等を図る。

→5年産実績約67%

③ 効率的な検査場所を確保するため、一般検査場所については、年間検査数量が概ね600t以上の検査場所での検査数量割合が一般検査場所における検査数量の概ね90%となることを目途に整備を図る。これにより全国の検査場所数が9000か所台となるよう集約整備を図る。

→600t以上の検査場所での検査数量割合約70%（5年産実績）

総検査場所数9,659か所（5年産実績）

実施事業

ア ばら検査拡大事業（6年度予算額3億23百万円）

(ア) ばら検査導入推進事業

一次集荷業者が、簡易ばら検査装置を導入して生産者が自ら乾燥、調整したもののばら化を図った場合に、ばら検査・ばら流通数量に応じ一定額を交付する。

(イ) ライスセンターばら検査拡大推進事業

一次集荷業者が、既存のライスセンターにおいて、ばら検査の実施に必要な装置を整備し、ばら検査・ばら流通数量の拡大を図った場合に、増加数量に応じ一定額を交付する。

(ウ) 大口受検導入事業

大規模生産者等がフレコンで出荷したもののについて、ばら検査を実施するための整備を行った一次集荷業者に、ばら検査数量に応じ一定額を交付する。

イ 食糧検査士活用事業（6年度予算額8億37百万円）

一般検査場所における抽出検査及び施設等におけるばら検査の円滑かつ効率的な実施を推進するため、専門的な知識と技術を有する民間能力を活用して受検準備指導を行う。

ウ 効率的検査推進事業（6年度予算額10億11百万円）

(ア) 効率的検査促進事業

効率的検査の実施に資するため、現地指導等を行った全国・一次及び二次集荷業者に対し一定額を交付する。

(イ) 効率的検査場所体制整備事業

表11 6年度食糧管理特別会計歳入歳出額総括表

(単位：億円)

歳 入			歳 出		
項 目	予算額	決算額	項 目	予算額	決算額
食 糧 売 払 代	11,166	6,945	食 糧 買 入 費	11,995	8,942
（国 内 米）	（3,477）	（1,331）	（国 内 米）	（7,106）	（5,584）
（国 内 麦）	（356）	（243）	（国 内 麦）	（1,545）	（879）
（輸 入 食 糧）	（7,333）	（5,371）	（輸 入 食 糧）	（3,344）	（2,479）
輸 入 飼 料 売 払 代	873	716	農 産 物 等 買 入 費	3	—
一 般 会 計 より 受 入	1,903	1,900	輸 入 飼 料 買 入 費	802	523
（調 整 資 金）	（1,900）	（1,900）	管 理 費	2,899	1,970
（輸入飼料損失補てん）	（3）	（—）	（国 内 米）	（2,139）	（1,416）
検 査 印 紙 収 入	57	55	（国 内 麦）	（105）	（56）
雑 収 入	88	184	輸 入 食 糧	480	353
食糧証券及借入金収入	10,779	3,540	農 産 物 等	0	—
前 年 度 余 剰 金 受 入	—	1,105	輸 入 飼 料	175	145
純 計 額	24,866	14,445	事 務 費	1,159	1,141
他 勘 定 より 受 入	16,404	9,065	サイロ及倉庫運営費	85	90
（歳 入 総 計）	41,270	23,510	農業共済再保険特別会計農業勘定の繰入	2,117	1,540
			国債整理基金特別会計へ繰入	1,136	27
			予 備 費	4,670	—
			純 計 額	24,866	14,233
			他 勘 定 へ 繰 入	16,404	9,065
			（歳 出 総 計）	41,270	23,298

一次集荷業者が、検査数量が少ないなど検査効率の悪い検査場所を整理統合し、合わせて、年間検査数量が600t以上の効率的な検査が可能な検査場所に拡充整備を図った場合等に、検査数量の増加分の一部に対して一定額を交付する。

(ウ) パレット検査推進事業

一次集荷業者が、検査場所において機動的なパレット検査の実施に必要な整備、能率的な集荷・検査のための仮置テントの設置等、能率的な検査を実施するための条件整備に要した経費の一部を交付する。

(エ) 大規模抽出検査導入事業

一次集荷業者が生産者から通い袋で出荷された玄米について大規模で能率的な抽出検査を受けるための整備を行った場合に一定額が交付される。

2 国内産農作物の検査

(1) 米 の 検 査

ア 検査方針

6年産米の検査に当たっては、平成5年産米の未曾有の不作（作況指数74）に伴う平成6年産米の端境期及び年間を通じた国内産米の安定供給を図ることとして、国内産農産物検査の事前指導等要綱（平成6年3月28日付け6食糧第352号（検査）食糧庁長官通達）及び国内産米穀の検査基本対策（平成6年3月28日付け6食糧第353号（検査）食糧庁長官通達）を基本とし、以下の事項を定め、的確かつ円滑な実施を図った。

(ア) 6年産の端境期までの検査の実態

a 土・日・祝日における検査対応

表12 6年産米種類別検査実績（7年10月末日現在）

種 類	検査数量 (t)	等 級 比 率 (%)							
		特上	特等	1 等 (合格)	2 等	3 等	等外	規格外	
玄米	合 計	7,727,770 (28)	0.1	0.5	71.0	21.1	3.2	2.2	1.9
	水稻うるち	7,233,529 (28)	—	—	72.7 (32.4)	20.5 (17.8)	2.8 (32.6)	2.2	1.7 (17.2)
	水 稻 も ち	386,914	—	—	48.6	34.4	10.2	1.8	5.0
	醸 造 用	100,007	7.3	38.1	41.3	7.5	1.7	1.4	2.6
	陸稲うるち	11	—	—	0.0	9.1	19.7	0.0	71.2
	陸 稲 も ち	7,309	—	—	10.3	38.1	36.4	3.8	11.4
もみ	合 計	182,619	—	—	99.9	—	—	—	0.1
	普 通	124,955	—	—	99.9	—	—	—	0.1
	種 子	57,664	—	—	100.0	—	—	—	—
精米	合 計	31	—	—	99.2	0.8	—	0.0	0.0

(注) 1 検査数量欄の()内は水稻うるち玄米（長粒種）で内数である。

2 もみの等級比率は、合格の比率である。

3 種子もみには、準種子を含む。

4 ラウンドの関係で種類別検査数量及び等級比率の計が合計あるいは100.0とならないことがある。

表13 6年産水稻うるち玄米地域別検査実績（7年10月末日現在）

地 域	検査数量 (t)	等 級 比 率 (%)				
		1等	2等	3等	等外	規格外
北 海 道	824,170	77.1	12.9	2.1	0.0	7.9
	2,292,117	70.9	21.0	4.3	2.4	1.4
北 陸 道	1,016,893	69.7	24.8	2.3	2.4	0.9
	975,668	76.1	18.4	2.7	2.2	0.5
東 山 海 道	299,728	67.6	27.7	1.6	3.0	0.1
	373,540	82.7	12.9	1.1	2.9	0.4
中 国	512,500	62.5	30.9	3.2	2.6	0.8
	193,921	67.8	26.4	2.4	2.5	0.9
四 州	742,385	78.7	16.6	1.4	2.7	0.6
	2,609	8.4	74.4	16.6	0.0	0.5
沖 縄 県	7,233,529	72.7	20.5	2.8	2.2	1.7

(注) ラウンドの関係で地域別検査数量及び等級比率の計が合計あるいは100.0とならないことがある。

米穀の安定的供給を確保するため、検査計画の策定時、計画の見直し時に土・日・祝日を含めた検査対応を行う旨の説明を食糧事務所長等が集荷業者の長等に行い、集荷業者の協力を得た上で円滑な検査の実施を図るものとする。

b 的確な検査対応

土・日・祝日を含めた検査対応のほか、例えば早朝からの検査の実施及び日別の検査計画数量以上の検査の実施などについての要望がなされた場合には、これらに対して積極的に対応を行うものとする。

また、集荷業者から集荷向上のために食糧事務所への協力要請があった場合、支所長は集荷率の向上に相当に寄与すると判断できるときは、集落等を単位として臨時検査場所を指定し、検査を行うものとする。

c 庭先滞貨の減少を促すための集荷計画と検査計画とを区分した計画の策定

検査計画の基となる1検査場所における検査官一人1日当たりの検査可能数量には自ずと限界があるが、集荷可能数量は品種の統一化から収穫時期が集中するため相当大量となることが予想されることから、端境期までの倉庫収容余力状況などを勘案のうえ政府指定倉庫等の保管場所へ一旦仮置きを行う庭先集荷などの推進を図るよう一次集荷業者等への協力要請等を行うこととする。

d 特定米穀の検査

端境期における他用途利用米等加工原料用米の不足等の事情により特に特定米穀の価格が大きく変化することが予想されることから、適正かつ円滑な流通を図るため、一次集荷業者及び特定米穀集荷業者と連絡・連携を密にして、受検者が希望する月日に適切な精度の高いばら検査などを実施するものとする。

(4) 信頼と期待に応える円滑かつ的確な検査の実施

a 出作の場合の生産地名の的確な表示指導

生産の規模拡大等に伴い生産者の住所地以外の場所で米の生産を行う出作が増加しているが、この場合、受検者及び集荷業者に対して、包装の表示欄及び票せんに受検品の生産地名の記入を的確に行うよう事前指導の徹底を図るものとする。

b 検査結果に基づく他用途利用米としての取扱い

他用途利用米の検査に当たっては、検査請求時から他用途利用米で流通させるものとして受検する場合のほか、検査（等級格付）の結果に基づく場合があるが、生産者等から検査結果に基づく実施の要望がある場合は、本年の集荷状況を考慮し、これに弾力的に対応する。

c 整粒歩合及び特定米穀、特殊米の仕分け、品位

計測結果の提供

米の商品性を高めるための検査内容の充実について、生産・実需側からの要望及び受検品の品質の改善の助長につながると思われる場合の整粒歩合及び特定米穀の品質等に応じた仕分け及びばらものの品位計測等結果の提供等について積極的に対応するものとする。

イ 検査の実績

6年産米の平成7年10月末日現在の検査実績は、表12のとおりであり、水稻うるち玄米の地域別の検査実績は表13のとおりである。

ウ 品質概況

6年産の稲の生育は、全国的にみて、出穂期以降高温、多照の天候に恵まれ、台風等による被害も少なかったことから、作況指数109の良となり、稔実は良好で粒の肥大・充実も順調であった。一方、一部の産地、品種で高温障害、秋雨、集中豪雨等での被害が見受けられた。

地域別の品質概況は、

① 北海道では天候が高温多照に推移し、育成が促進され登熟も順調に進んだことから、充実は良く、死米、未熟粒、被害粒の混入もやや少なく、品質は平年よりやや良い。

② 東北では、一部の県を除き高温障害と秋雨前線による倒状の影響により、未熟粒、被害粒の混入がやや多いことから、充実状況は平年並であったが総合的な品質としては、平年よりやや劣る。

③ 関東・東山では、北関東で高温障害、倒状等による発芽などから、未熟粒の混入がやや多く、また被害粒も多く、充実は平年並であったが品質は平年より劣っている。

一方、南関東及び東山では、被害粒の混入は平年並で、充実状況、死米・未熟粒の混入ともやや良かったため、品質はやや良い。

④ 北陸では充実は平年よりやや劣り、高温障害、干ばつにより、未熟粒、被害粒の混入がやや多く、品質はやや劣る。

⑤ 東海では、充実状況はやや良く、未熟粒、被害粒の混入状況は平年並であり、全体的な品質は平年並。

⑥ 近畿では、充実、被害粒の混入状況は平年並であるが、未熟粒の混入がやや多く、全体的な品質は平年よりやや劣る。

⑦ 中国では、一部の県を除き、充実はやや劣り、未熟粒、被害粒の混入はやや多く、品質は平年よりやや劣る。

⑧ 四国では、死米・未熟粒、被害粒の混入がやや

少なく、充実はやや良かったことから、全体的な品質はやや良かった。

⑨ 九州では、一部の用水不足の地域を除き、ほぼ充実は良く、死米・未熟粒、被害粒の混入状況も平年並であったことから、品質は良かった。

エ 産地品種銘柄の概況

6年産水稻うるち玄米の産地品種銘柄は、43道府県、78品種、165産地品種（5年産、43道府県、78品種、165産地品種）であり、平成7年10月末日現在における銘柄の検査数量（他用途利用米等も含むすべての水稻うるち玄米）は、570万8千tである。これは5年産（6年10月末日現在）の313万9千tに比べ256万8千t、約82%増加している。また、水稻うるち玄米に占める割合は、79%（5年産同期79%）であった。

品種別に見ると、最も多いコシヒカリが、160万t（5年産同期113万2千t）で28%を占めており、2位にあきたこまち、3位にひとめぼれが上がってきており、前年まで2位であったササニシキは4位になっている。以下、ゆきひかり、きらら397、日本晴の順に検査数量が多く、上位7品種では全体の69%であり、前年の70%に比べてほぼ同程度となっている。

(2) 麦 の 検 査

ア 検査対策

6年度の検査に当たっては、良品質麦の確保と流通の円滑化等を図る観点から、

(ア) 良品質麦確保のための事前指導の推進

(イ) 検査に当たっての留意事項

(ウ) 受検者に対する格付けの理由の説明

等を重点事項として、関係機関、団体との密接な連携の下に検査を実施した。

イ 検査実績

(ア) 6年産麦の検査実績は、表14のとおりである。検査数量の合計は、75万3千tで、前年に比べ16万t減少（前年比83%）した。

これは、麦全般で作付面積が減少したことによる。

(イ) 検査等級比率は、種類毎の上位等級比率（1等、ビール大麦：1等＋2等）をみると、大麦は、70.1%（前年産65.5%）、はだか麦は89.4%（同48.9%）、小麦は84.4%（同62.7%）、ビール大麦は84.4%（同68.6%）と、全麦種で前年を上回った。これは、登熟期及び収穫期が概ね天候に恵まれたことによる。

ウ 品質概況

(ア) 普通小粒大麦

東北、関東、東山については、春先の降水量の不足により、粒の充実不足のものや、一部地域でたい色粒の発生が見受けられたが、概ね天候に恵まれ良品質となった。北陸では、一部に干ばつによる空洞粒の発生が見られたが、品質は昨年より良となっている。

(イ) 普通大粒大麦及びビール大麦

大粒大麦、ビール大麦とも登熟期から収穫期にかけて好天に恵まれ、粒の充実、光沢、粒揃いは良く良品質であったが、大粒大麦については、中国地区で一部空洞粒、くされ粒が見られ、ビール大麦については、関東、東海、中国、近畿の一部で、裂皮粒がみられ九州の主産地とりわけ北部の一部でアントシアンが例年より多く発生した。

(ウ) 普通はだか麦

主産地の四国は、ごく少量、早刈りによる充実不足や、雨ぬれによるたい色粒が見受けられたが、充実度、粒揃い、光沢は前年に比べ良であり、被害粒の発生も少なく、かつてない良品質麦であった。

(エ) 普通小麦

北海道では、6月以降の高温と干ばつ傾向により粒形は小さく、未熟粒の混入も多かったが、収穫期の好天により、被害粒の混入は少なく良品質となっている。関東・東山では、一部地域で出穂期から登熟期にかけての降水量不足の影響で、枯れ熟れしたほ場が散見されたが、概ね天候に恵まれたため、昨年を上回る良品

表14 平成6年産麦類検査成績（平成6年5月末日現在）

種 類	検査数量 (t)	等 級 比 率 (%)			
		1 等	2 等	等 外	規 格 外
大 麦	51,573	70.1	23.4	—	6.5
は だ か 麦	10,227	89.4	8.5	—	2.1
小 麦	538,558	84.4	10.1	—	5.5
ビ ー ル 大 麦	118,561	1.6	82.8	15.6	—
飼 料 用 大 麦	24,449	(合格)100.0	—	—	—
種 子 用 麦	9,728	(合格)100.0	—	—	—
合 計	753,096				

(注) 等級比率の内訳の計は、四捨五入の関係上総数（100%）に一致しない場合がある。

質となった。九州でも、一部地域に早刈り、雨害による光沢不良のものが見られたが充実度、光沢、粒揃いとも平年より良く被害粒の発生も少なく、昨年よりも良品質となっている。

(3) その他の農産物の検査

農産物検査法に定められた品目のうち、米麦（製品を含む。）以外の品目及び食糧事務所依頼検査規程に基づく品目の検査結果は次のとおりである。

ア 農産物検査法に基づく品目

〔品目〕	〔検査実施県〕	〔検査数量t〕
大 豆	（北海道ほか44県）	26,679
小 豆	（北海道ほか4県）	49,402
え ん ど う	（北海道）	244
い ん げ ん	（北海道）	11,463
とうもろこし	（長野県）	28
な た ね	（北海道ほか18県）	1,001
甘 し ょ	（神奈川県）	38
馬 鈴 し ょ	（北海道ほか3県）	4,949
甘しよ生切干	（山口県ほか4県）	1,589
そ ば	（北海道ほか14県）	5,297
で ん 粉	（北海道ほか4県）	328,112
は っ か	（北海道）	2

イ 食糧事務所依頼検査規程に基づく品目

〔品目〕	〔検査実施県〕	〔検査数量t〕
い く さ 製 品	（島根県ほか3県）	3,770

なお、6年産大豆の検査に当たっては、良品質大豆の生産と円滑な流通の促進を図るため、①検査体制の点検・整備、②事前指導、③検査の適正化、④抽出検査及びばら検査の推進を重点として取り進めた。

6年産大豆は、全国的に、生育機関を通じて高温・多照・少雨に経過したことから、北海道では作柄が良かったものの、都府県では一部の県を除き干害の影響により作柄が悪かったため、全国平均では作況指数95の「やや不良」である。

5年産と比較すると、収穫量は、9万8千tと2%減少した。これは、10a当たりの収量が前年を47kg(41%)上回ったものの、作付面積は30%減少(△26,500ha)したためである。

(4) 包装の使用状況

6年度における米麦の包装の種類別使用状況は、次のとおりである。

			(単位：千個，%)	
包装の種類			米	麦
麻		袋	(11.2)	(8.5)
			11,663	229
樹 脂		袋	(13.4)	(9.5)
			13,999	225
紙		袋	(75.4)	(82.0)
			78,588	2,204
計			(100.0)	(100.0)
			104,250	2,689

(注) 1 紙袋、麻袋及び樹脂袋30kgは60kg換算個数である。

2 () は包装の種類別比率である。

3 外国産農産物の検査

6年度における外国産農産物の検査数量及び品質状況は、次のとおりである。

(1) 米 穀

ア 検査数量

産地・銘柄	数量 (t)
タイ国産うるち砕精米 (A ₁ スーパー)	3,479
タイ国産うるち砕精米 (A ₁ スーパー・スペシャル)	467

イ 品質

規格外となったものはなく、安定していた。

(2) 小 麦

ア 検査数量

(単位：千t，%)

産 地	食糧用	飼料用	計	国別比率
ア メ リ カ	2,794	350	3,144	(54.0)
カ ナ ダ	1,513	25	1,538	(26.4)
オーストラリア	605	535	1,140	(19.6)
計	4,912	910	5,821	(100.0)
用 途 別 比 率	(84.4)	(15.6)	(100.0)	

イ 品質

着地検査の結果、検査規格及び契約規格に合致せず、規格外(否)となったものは、次のとおりである。

産 地	項 目	船数	検査証明書 発行件数	数量 (t)
アメリカ	水 分	7	8	75,035
	発 芽 粒	1	1	1,198
	熱 損 粒	1	1	1,551
	きょう雑物	7	8	24,713
	粗 た ん 白	3	4	118,715

(3) 大 麦

ア 検査数量				
産 地	食糧用	飼料用	計	国別比率
ア メ リ カ	7	30	37	(2.1)
カ ナ ダ	37	1072	1,109	(63.6)
オーストラリア	74	524	598	(34.3)
計	118	1,626	1,744	(100.0)
用 途 別 比 率	(6.8)	(93.2)	(100.0)	
イ 品質				
規格外となったものはなく、安定していた。				

第9節 加 工 食 品

1 みそ・しょうゆ

(1) 企 業 構 造

みそ製造業の企業数は、平成5年度みそ工場実態調査(平成4年12月現在)によれば、1,509企業(1,513工場)であり、そのほとんどが中小企業である。

また、しょうゆ製造業の企業数は、平成5年度しょうゆ工場実態調査(平成4年12月現在)によれば、2,115企業(2,120工場)である。これらのほとんどが中小企業で、大企業は5社(7工場)にすぎないが、生産シェアで約49%(5年)を占めている。

(2) 生 産 状 況

6年におけるみそ・しょうゆの生産数量は、みそは54万3千tで前年より17千tの減(前年比3.0%減)、しょうゆは114万klで前年より2万4千klの減(同2.0%減)となった。

(3) 輸 出 状 況

6年におけるみそ・しょうゆの輸出数量は、みそは3千tで前年比4.7%増、金額では8億6,832万円で前年比12.6%増となっており、主要輸出先はアメリカ、台湾、香港等である。また、しょうゆは1万2千klで前年比1.0%増、金額では21億1,351万円で前年比3.1%減となっており、主要輸出先はアメリカ、タイ、香港等である。

2 小 麦 粉

(1) 企 業 構 造

平成7年3月末現在における小麦粉製造業の企業数は142(工場数184)であり、これらを合計した日産設備能力は、3万4千tとなっている。小麦粉製造業は、ほとんどが中小企業であり、そのうち33%が日産設備能力50t未満の零細企業である。

生産シェアにおいては大企業(4社)が66%を占め

ている。

(2) 生 産 状 況

6年度における小麦粉の生産数量は、499万9千tで前年より4.3%増である。用途別小麦粉の生産比率は、パン用粉の36.3%、めん用粉の36.0%、菓子用粉の12.5%となっており、この3用途で生産数量全体の84.8%を占めている。

(3) 近代化計画

中小企業近代化促進法に基づき、平成5年度から平成9年度を目標とする第5次近代化計画を策定し、これに基づき構造改善事業(参加企業数112企業)を実施している。

3 精 麦

(1) 企 業 構 造

平成7年3月末現在における精麦業の企業数は、88(工場数は90)で、すべて中小企業である。

(2) 生 産 状 況

6年度における精麦に生産数量は11万6千t(前年比4.3%増)となっている。種類別生産比率は、普通精麦93.7%(押麦12.6%、切断圧べん1.0%、切断無圧べん3.5%、精白麦76.6%)、ビタミン強化精麦6.3%となっている。

4 麦 茶

(1) 企 業 構 造

7年3月現在における麦茶製造業の企業数は、91(工場数91)であり、すべて中小企業である。

(2) 生 産 状 況

6年度における麦茶の生産数量は4万tで、前年比32.2%増となっている。

5 め ん 類

(生めん類、乾めん類、即席めん類、マカロニ、スパゲッティ類)

(1) 企 業 構 造

平成7年3月現在におけるめん類製造業の工場数は、生めん類4,345、乾めん類2,292、即席めん類83、マカロニ・スパゲッティ類13で合計6,720工場となっている。めん類せいぞうぎょうは、大企業の数極めて少なく、即席めん類以外はおおむね中小企業である。

(2) 生 産 状 況

6年におけるめん類の生産量は、145万t(小麦粉換算)で前年より6千t増(前年比0.5%増)となっている。

種類別にみると、生めん類72万t(前年比0.2%減)、乾めん類28万4千t(同7.9%増)、即席めん類30万5千

t(同4.9%減)、マカロニ・スパゲッティ類14万3千t(同2.0%増)である。

(3) 輸 出 入

6年におけるめん類の輸出量は、1万5千t(輸出金額37億円)で前年比1.3%増(同5.4%減)となっている。これを種類別にみると乾めん類7.1千t(同18億円)、即席めん類4.7千t(18億円)、マカロニ・スパゲッティ類2.9千t(同1.6億円)である。

一方輸入量は5.8万t(輸入金額56億円)で前年比16%増(同16.7%増)となっている。

これを種類別にみると、乾めん類1.0千t(前年比31.4%減)、即席めん類1.5千t(同223.9%増)、マカロニ・スパゲッティ類55.6千t(同15.4%増)である。

6 パ ン 類

(1) 企 業 構 造

平成5年12月末現在におけるパン製造業の企業数は、4,681(4,825工場)であり、そのうち大企業は28社となっている。

(2) 生 産 状 況

6年におけるパン類の生産数量は122万1千t(小麦粉換算)で前年比3.3%増となっている。

これを種類別にみると、食パン64万4千t(前年比2.2%増)、菓子パン35万5千t(同3.9%増)、その他パン16万9千t(同8.6%増)、学給パン5万3千t(同2.6%減)である。

7 ビスケット類

(1) 企 業 構 造

平成5年12月末現在におけるビスケット類の製造を行っている菓子製造業の企業数は129企業(159工場)であり、そのうち大企業は、22社となっている。

(2) 生 産 状 況

6年におけるビスケット類の生産数量は23万1千製品tで前年比7.6%減となっている。

(3) 輸 出 入

6年におけるビスケット(スイート)類の輸出数量は1千7百t、金額では12億2千万円で前年比各々17.6%減、22.7%減となっている。主要輸出先は台湾、シンガポール、香港等である。

一方、輸入数量は8千4百t、金額では40億円で前年比は各々37.2%増、29.0%増となっている。主要輸入先はアメリカ、デンマーク、中国、オランダ、イギリス、シンガポール等である。

8 米 菓 (あられ・せんべい)

(1) 企 業 構 造

4年度米菓工場実態調査(3年12月末日現在)における企業数は、1,011(工場数1,039)であり、ほとんどが中小企業である。

なお、主要5社(13工場)が占めている生産シェアは43%(5年)となっている。

(2) 生 産 状 況

6年の米菓の生産数量は20万tで前年より1万5千tの減(前年比7.1%減)である。

(3) 輸 出 入

6年の米菓輸出数量は、4,761tで前年比1.3%減、金額では、30億3,391万円で前年比6.3%減となっており、主要輸出先はオランダ、アメリカ、オーストラリア等である。

一方、輸入数量は11,307tで前年比10.8%増、金額では35億4,428万円で前年比31.1%増となっており、主要輸入先はタイ、台湾、韓国等である。

9 加 工 米 飯

(1) 企 業 構 造

平成7年3月末現在における加工米飯製造業の企業数は、延べ数で140企業となっている。このうちの大半は、中小企業で占められている。

(2) 生 産 状 況

6年における加工米飯の生産量は14万9千tで、前年比8.8%減となっている。

これを種類別にみると、レトルト米飯2万1千t(前年比10.7%減)、無菌包装米飯1万1千t(同7.3%増)、冷凍米飯11万t(同9.9%減)、チルド米飯2千t(同10.8%減)、缶詰米飯2千t(同8.4%増)、乾燥米飯3千t(同11.8%減)となっている。

10 米麦加工食品改善推進事業

米麦加工食品産業の健全な発展に資するため、米麦加工食品を取り巻く諸問題を検討し、今後の展開方向を指すため、昭和59年以降各種事業を推進している。

最近の米麦加工食品産業をめぐる情勢は、国内需要が全体的に伸び悩んでいるなかで、国内供給量の不足や円高の進展による内外価格差の拡大を背景に、海外から輸入した安価な米粉・小麦粉調製品に原料供給を求める傾向が急速に強まっている。これらの調製品については、今後加工用途向けの米麦の需給や米麦加工食品産業の経営に大きな影響を及ぼす可能性があるため、米粉・小麦粉調製品の国内への浸透状況や今後の

見通しを十分把握する必要性があり、平成6年度においては、財団法人全国食生活改善協会に次のような事業を委託した。

(1) 検 討 協 議 会

米粉・小麦粉調製品等の利用が今後の米麦加工食品産業の経営のあり方や加工用途向けの米麦の需給に及ぼす問題点を提起し、総合的に分析・検討を行った。

(2) 米粉・小麦粉調製品の供給動向及び

流通実態等に関する調査

上記の検討協議会で提起された問題点を踏まえつつ、米粉・小麦粉調製品の輸出国における生産実態や供給能力及び輸入後の流通経路・使用用途並びに今後の輸入動向について実態調査を行った。

11 食品流通改善巡回点検指導事業

近年、食品に関する安全性の確保、価格の安定、流通の円滑化、品質の維持向上及び表示の適正化等についての国民の要請はますます高まっており、これらの要請に応えて、きめの細かい食品行政の展開を図ることが現下の急務となっている。

このような状況にかんがみ、昭和53年度から、「食品流通改善巡回点検指導事業」を実施している。

この事業は、食糧事務所職員が食品の生産及び流通の各段階にわたる巡回点検、指導等を実施することにより、安全かつ良質な食品の供給と表示の適正化、価格需給動向の予察、価格高騰時のパトロール等の対策を総合的に推進するものであり、6年度は次の業務を実施した。

- (1) 食品品質表示基準遵守状況点検指導業務
- (2) 食品製造業食品製造基準遵守指導業務
- (3) 食品卸小売店食品流通基準等遵守指導業務
- (4) 冷凍食品小売店品質管理指導業務
- (5) 食品自動販売機適正設置管理指導業務
- (6) 食品価格需給動向予察業務
- (7) 米麦加工食品基礎調査業務
- (8) 食品流通改善基礎調査業務
- (9) 食品価格高騰時パトロール業務
- (10) 放出野菜販売状況等監視指導業務
- (11) 外食価格等動向調査監視指導業務
- (12) 水産物調整保管物資点検業務
- (13) 生鮮食品等緊急対策業務
- (14) 農産物安全対策業務
- (15) 畜産物安全対策業務
- (16) 水産物安全対策業務